

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県行政機関設置条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 31 号	法 規 集	第 1 編第 5 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 155 条第 1 項及び第 2 項並びに第 156 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。)の設置並びに名称、位置及び所管区域を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方自治法第 155 条第 1 項及び第 2 項並びに第 156 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、県民の権利義務に密接な関係のある出先機関(行政機関)の設置並びに名称、位置及び所管区域を定めたものであり必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	行政機関については、行政システム改革等に基づき、常に見直しを進め、必要最小限の機関とするなど、適正な規定となっている。	平成 20 年 4 月施行 県央地域県政総合センターと県北地域県政総合センターを再編・統合して県央地域県政総合センターを設置するなど、行政システム改革の取組みに基づき、出先機関を再編
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	行政システム改革の視点から見直しを進めており、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	常に出先機関の再編に取り組んでおり、行政システム改革基本方針の考え方に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法第 155 条第 1 項及び第 2 項並びに第 156 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 平成 20 年度の出先機関の再編に伴い改正を実施したところである。	特 記 事 項 行政システム改革の取組を進める中で、適宜改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)